

象徴化としての井伊家

—長野出町における村自治精神の形成過程についての一考察—

大木 祥太郎

愛莊町歴史研究 第2号 別刷

愛莊町教育委員会 文化振興課

2009年2月

象徴化としての井伊家

—長野出町における村自治精神の形成過程についての一考察—

大木 祥太郎

はじめに

長野出町と井伊彦根藩

滋賀県愛荘町長野西は、愛荘町の北西部に位置し、南東は長野東、西に川原、北は彦根市肥田町に隣接している。当集落（区）は、おおよそ長野本郷と二つの出郷（長野出町・長野出屋敷）で構成されている。前稿（「長野中村見取龜絵図考」『愛荘町歴史研究第一号』参照）においては、長野出屋敷の誕生の経緯と、文化・文政期に危機的状況にあった長野中村の村内経営について長野西公民館に保管されていた史料から紹介した。本稿では、もうひとつのお郷である長野出町（以下出町）について、長野出町説教場（以下説教場）に保管されていた史料をもとに論じる。その中心は、出町の江戸後期から明治初期にかけての村内状況と、それとの不可分な関係から建設されることになる現在の説教場の姿についてである。

また、本稿で活用した史料は、主要箇所を翻刻した上で、史料概要を記した綱文をつけ文末に掲載した。現在作成中の字誌にご活用いただければ幸いである。

なお、説教場文書を整理するにあたり、伊谷正昭氏・伊谷きり氏・伊谷昌子氏・谷幹義氏・谷川聰一氏などから数々のご協力をいただき執筆できました。感謝いたします。

長野西は、古代の条里型地割が残されており、古代より開墾が進んでいた地域であったと考えられる。江戸期は長野中村といい、江戸期を通じて彦根藩領であった。石高は一二八八石余で江戸期を通じて石高にはほとんど増減がなく、江戸初期にはすでに村内領域の開発が完了していたと考えられる。出郷である出町の周辺は地元で北田と呼ばれる条里型地割を残した肥沃な土壤に囲まれており、その恩恵を古くより受けていると考えられる。

さて、出町は長野中村領内に所在するが、江戸期において長野出町村として独立し、庄屋・横目が置かれ本郷とは別の経営体として認知されていた。文政十二年（一八二九）に描かれた村絵図においても長野中村の庄屋・横目とは別に出町村として庄屋・横目の二名の連印がみえる。慶安二年（一六四九）の出町検地帳（長野出町説教場文書箱一一四六以下史料番号のみ記す）をみると出町村は石高二〇八石六斗五升四合とあり、江戸期を通じてほとんど増減はない。請作者（作人）数は二十九名を数え、当時の出町の家数（戸数）を想像させてくれる。

また、説教場に残る打ち鐘には「元禄九年（一六九六）丙子

二月十五日 長野中村之内出町念佛講中 室町住出羽大掾宗味作」と刻まれていることから、この時期には念佛講を執行するための宗教的な施設と組織が出町にあったことを窺わせる。

聞き取りや地域伝承を基礎に編集された長野（西）の歴史冊子『ふるさとのひびき』・『村人のあしあと』によれば出町は長野本郷よりも早くから拓け、長野中村の北東部、字北屋敷に十戸ほどが居住していたが、洪水被害のため、少し南西の字北住（現在の居住位置）に移転したという。しかし、移転の時期は定かではない（字北屋敷には最近まで居住跡の痕跡といわれる石垣が残っていたが、開発に伴う整地工事により現在では確認できない）。

また、同じ時期に出町から本郷へ何戸かが移住し、今日の長野本郷に発展したともいわれている。村の形成過程については、出町の檀家・地番・本家分家の関係性などを総合的に判断し、西列から拓け、次に中央と東列が拓けたという。ちなみに、慶安二年（一六四九）の出町検地帳の田・畠・屋敷の区別をみると、字北屋敷は田畠になっており、この時期にはすでに、北住に居住していた様子がわかる。

さて、この出町に関して最も特徴的な事象として取り上げたいのが、井伊彦根藩との深い所縁を示す多くの伝承（由緒）や遺品が伝わっていることである。主要なものを簡単にまとめ、箇条書きにして記す。

【井伊彦根藩との所縁を伝える様々な事柄】

(一) 長野出町と伊谷家

長野出町には「伊谷」の苗字が多い。伊谷姓は井伊家の元々の基盤である遠江国井伊谷（現静岡県浜松市引佐町）に由来し、

当家の先祖は井伊家の「彦根」入城（井伊家の彦根（佐和山入部）は慶長五年頃）とともに付き従ってきた人々だと云われる。井伊家をはばかり、下の字である「伊」をとり、伊谷姓にしたという。この伊谷家の数軒（現在四件）は浄土宗の檀家（彦根市了法寺）であり（井伊家と同宗派）、浄土真宗の檀家が多い当地域では珍しく、井伊家との関係性を示すものだと伝わる。

(二) 説教場の建築資材と石の橋板について

長野出町から出た彦根藩士があつて、その人が元禄年間に説教場を建てたといわれている。説教場は井伊家にゆかりある建物の資材を運んで建築されたもので、特に現存する松戸は浜御殿から押領されたものだという。

また、以前に出町の村内中央を流れていた川に置かれていた大きな石の橋板（六つほどあった）も井伊家より押領し、宇曽川を船で agarir 運んできたといいう。この石の橋板は江戸期の絵図や明治期の地籍図にも描かれており、昭和二〇年代頃まではその情景を見ることができたという。

(三) 長野出町説教場の井伊家に係る什物

以下、三点の井伊家に係わる遺品が所蔵されている。

(a) 井伊家先祖代々之靈位牌

位牌は黒漆の上に金字で「井伊家先祖代々の靈 文久四年

（一八六四）」と記される。

(b) 彦根藩主井伊家系図一冊

山口講の法要の際に、了法寺住職がこの系図に書かれた名を読み上げる。最近三代の法名の記入漏れについては、昭和

六十一年、当時の彦根市長、井伊直愛氏直筆で井伊家の家系帳から転記したものだという。

(c) 短歌額

井伊直弼三十歳前後の筆といわれる。白木の縁で金箔の台に墨でかかれた色紙をはり付けたものである。この短歌が艶っぽいからであろうか。出町には井伊藩主の妾が住んでいたという伝承も残っている。額には左記のように記される。

「曙鳥梅といふ」いるをよめる 羽根水(花押)

手枕の松の行ほひもそのままにうめにツかたし明ほのゝ空

(四) 山口講について

うどん講ともいう。伝承によれば、彦根藩の山口何某という家臣がおり、出町が飢饉のおりにうどんを振る舞い、村人に窮地から救つたという。これに感謝し、山口氏の命日といわれる毎年三月二十五日に説教場に集合し、うどんをつくり、お供えをして食す行事である。この行事には彦根市葛籠町了法寺(淨土宗、伊谷家の檀那寺)住職をよび、法要が営まる。その法要では説教場にある井伊家歴代の法名録を取り出し、井伊家先祖代々の過去帳を読み上げた上で、山口講の由来を簡単に述べ、勤行する形式である。以前は、説教所の縁側で、うどん粉を練って手打ちうどんを作り、そこで食したというが、現在では市販品を買い、みな持ち帰るようになつた。

なお、出町説教場が毎年、井伊家の先祖代々の供養を行つていることを知った井伊直愛氏(元彦根市長)はこれに感激し、「治本於農」(治は農を本とす)と書いた直筆の額を昭和五十九年(一九八四)に送られたそうで、この額は現在でも出町で大切に保管されている。

以上のように、出町には井伊家との深い所縁を示すものが多く残されている。

さて、これらの事柄について、これまでの伝承(由緒)や史料をふまえながら、時系列的にまとめてみよう。

①出町の住人(特に井伊家)は元々、慶長六年(一六〇一)頃に井伊家の彦根入城に従つて、遠江国井伊谷より字北屋敷に移り住み、慶安二年(一六四九)までの間に現在地

(宇北住)へ移りすんだ。

②元禄期(一六八八~一七〇三)には長野出町出身の彦根藩

士が井伊家ゆかりの資材を運んで建築説教場をつくり、出町の住人はその施設で念佛講を営んでいた。

③いつの頃かはわからないが、彦根藩の山口何某という藩士が出町の飢饉を救うためにうどんを振る舞い、村人たちを窮地から救つたので、山口氏の命日である三月二十五日に説教場に集まり、毎年うどんを作つて食し、その功に感謝するという行事をするようになつた。それを示す手がかりとして、説教場には文久四年(一八六四)の銘をもつ井伊家先祖代々之靈位牌があり、この時期にはたしかに井伊家先祖代々の供養(山口講)が行われていた。

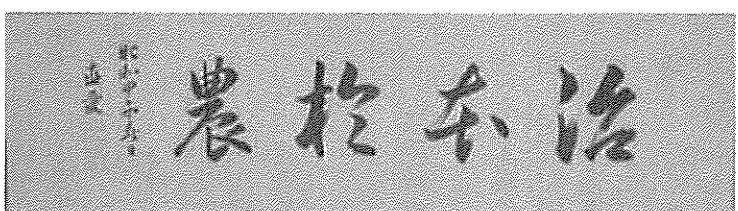


写真1 井伊直愛よりの贈額

つまり、出町は村形成の初めより、その後の村運営の危機、出町を象徴する建物の建築などすべての場面にわたり、井伊彦根藩とのつながりの中で説明（集約）されるという特徴的な伝承（由緒）をもっている。こうした伝承（由緒）が真実か否かの是非について、論じることは大半の部分が伝承という資料的な制約により不可能であるし、また、出町住民でもない私にはそれを処断する資格もない。

よって、本稿では、伝承（由緒）のひとつひとつの事柄の真偽について論じるのではなく、説教場に残されていた江戸後期から明治初期にかけての古文書から、村自治精神の形成過程と伝承（由緒）の働きについて述べる。

そこからは伝承（由緒）を基盤に、長野本郷も含めた他の地域集団（共同体）との峻別を図り、内部結束を深め、村経営を行なう出町住人の営為をみるとすると考えたからである。ところで、近代日本における地方自治の出発点は、明治二十二年（一八八九）の市町村制実施であるといわれるが、市町村段階における自治を保障したことは、近代日本の発展に大きく寄与したいつぱうで、各村内部において培われてきた伝統的な自治精神を骨抜きにしてしまい、そして、このことは現代の地域社会が抱える諸問題（過疎化、廃村、地域の環境破壊や沈滞化など）の遠因と考えている。

今回、私はこの伝承（由緒）の創出母体を、近代日本の地方自治体制の確立とともに、衰退していく伝統的な村共同体の自治意識（「村づくりのエネルギー」）の湧出であると結論づける。現在でも、出町住民は山口講に代表される様々な伝承（由緒）を常に体験することにより、井伊彦根藩への深い憧憬や敬愛の念を再生産している。このことは出町住民にとって、村

そのものへ深い憧憬や敬愛の営為を再生産することと無意識かもしれないが、実は同義であるというのが、本稿で指摘したい点である。換言すると、伝承（由緒）が「井伊彦根藩への敬愛」＝「出町村への敬愛」という図式を出町住民とその周辺に対しても、形成させる働きとして機能しているということである。

本稿を通じて、前近代の村落共同体内部で培われてきた主体的な自治意識形成の営為を感じていただき、今後の地域共同体づくりの生きる姿を模索するヒントとしていただければ幸いであります。

江戸時代の出町像と江戸後期の危急存亡

さて、本稿をまとめると、説教場にあった史料整理作業の過程で常に感じていた疑問からである。つまり、出町村と井伊彦根藩との伝承（由緒）が、村の形成過程にまでおよんでいる一方で、現在確認できる井伊家との所縁を示す事柄については、そのすべてが江戸後期に集中している点からである。

ここからは、本稿末に掲載した史料（一）を参考にして、江戸期の出町像と江戸後期の難村状況についてみてみる。

特に、江戸後期の出町の廃村危機は、伝承（由緒）を出町村（共同体）として共有し、他村との差異化のため一齊に語られていく経緯を探る上で重要な事柄であると考える。

まず、文久元年（一八六一）十月に記された史料から出町の江戸中期頃までの様子についてみてみる。若干であるが、江戸後期に崩壊寸前に陥るまでの出町の村況が記されている。

「愛知郡長野出町義ハ、古来より高二百八石余、庄屋・横目有

之、一村ニ古水帳ハ御上様へ正保四亥年新げん入候節上帳相成、
新水帳面ニも出町分御高ハ相わかり候間、安永年中迄ハ出町ト
中村ト、諸色算用当町分ハ出町持、中村分ハ中村持相わかり、「

(史料I)

【要約】 出町村は古くより高二〇八石余をもち、正保四年
(一六四七) の検地帳からもその石高であり、(長野中村とは別
に) 庄屋、横目を置いていた。安永年間(一七七一～一七八〇)
頃までは出町村と長野中村(以下本郷)の諸色(村経費や年貢
高)も別々に管理していたので、出町分、本郷分とははっきり
区別され、それぞれが独立して村経営を行っていた。

「天明年中、長の中村困窮ニ及、庄屋家出致、近村肥田村甚六
世話方ニ相頼、御上様へ御嘆願奉申上候、一村成立為、右甚六
御さし加被下候、其節出町方ハ村からよろ敷有之ニ付、右甚六
出町方へ罷出、長野中村困窮成立世話方ニ相成候間、右中村成
立相成候迄、諸色算用それを出町方も御聞被下候様相被頼候得
共、出町村中内より相談之上、古来より相わかれ候間、今以一
統相成事ハ不致ト、右甚六ニ断申候得共、御上様より御声相懸
り候間、無ぜひ一統相成、此末出町方困窮ニ及候節ハ、如何様
共右中村より致筋力申加出町立行申様ニ致候、古來方無ニなら
るて、未々迄も大割算用出町持可無者ハ、右大割帳面ニぬき出
仕候方も今ニ至此未迄も、古來方うしなはんが為致不、出町ハ
古來より諸色御上様へ御別頼方有之候、」

(史料I)

【要約】 天明年間(一七七八～一七八八)頃になると、中村
が困窮に陥り、中村の庄屋が家出する事態となつた。隣村の肥

田村甚六は彦根藩へ救援の願いをしたところ、本郷の経営を立
て直す役を命じられた。その頃、出町村は本郷とは良好な関係
だったので、甚六は出町村に出向いて、本郷の村経営が改善す
るまで、諸色や財政を合併してほしい旨のお願いをした。出町
村内では、その件について協議したところ、昔より別々の経営
を行ってきたので、諸色の合併はできないと甚六に申し伝えた
が、彦根藩よりの命令ということで、是非なく合併することと
なった。これ以後、(反対に) 出町が困窮に陥った場合には、
どのようなことがあらうとも本郷が助け、出町の村経営が立ち
行くようになることとなつた。しかしながら、いつの時代にな
らうとも、独立した経営を出町が行っていたことを忘れないた
めに、出町分は大帳面より抜き出し、これまでも(本郷分と)
区別して諸色を把握してきた。

以上、江戸中期頃の出町村の状況が記されている。概観する
と、江戸中期の出町は本郷とは別の独立した村行政を営み、そ
の経営も本郷の経営危機を救えるほど良好であり、そうした独
立した健全な村自治(経営)に矜持を感じていたようである。
こうした良好な出町の村経営は江戸後期の安政六年(一八五九)
頃になると傾くようになる。

「右村方困窮ニ及、村仕法立仕候ニ付、安政六年未九月市村弥
三郎御用懸り御頼奉申上候、御上様へ御頼奉申上候、御指加可
被下候仕法立候ト、長野中村役人、同市村弥三郎相談致候處」

(史料I)

「一、右、安政六年より出町困窮及ニ村仕法致し候ニ付古來
より庄屋・横目有之候得共、村仕法成立為ニ、横目・組

頭ニ御上様へ御頼申上奉候」

(史料I)

「右村方困窮ニ及、村仕法立仕候ニ付、安政六年未九月市村弥三郎御用懸り御頼奉申上候」

(史料I)

「乍恐以書付奉申上候

長野出町

一、右者当村庄屋茂平家出仕候ニ付、後役之義人撰仕可奉申上候様被仰出奉畏候、村方段々取調仕候得共、當節相勤可申者共御座無候ニ付、恐多義ニ御座候得共、當時之処、横目・組頭ニ相勤候様奉願上候、尚追而相勤申者も出来之節ハ頼奉申上候、小村之義ニ御座候間、為重義ハ本郷役人江何角も談合相頼勤可申ニ付、御出格之御憐慰以、右願之通り御聽上可被成下候ハ、難有仕合ニ奉存候以上」

(史料I)

【要約】出町は、安政六年（一八五九）からの困窮状態を改善するため、彦根藩より出町再建の責任者として任じられた市村の弥三郎と本郷役人の助力のもと、村仕法（経営再建策）を実施したいと考えます。そもそも昔より（出町には）庄屋、横目を置いていたのですが、いち早く村仕法を成功させるため横目、組頭から彦根藩へ申請させていただきました。その理由は、出町の庄屋である茂平が家出してしまい、適当な後任者が決まらないためです。追って、庄屋の適任者が選出できましたら早速に申請いたします。

しかしながら、庄屋役の選出に関しては重要事項のため小村である出町としては本郷役人と協議しなければなりませんので、その旨ご了解願います。

以上のように、彦根藩へ願いが出される二年前より出町は経常危機に陥り、再建策を実施することになった。余談だが、家出した茂平は文政十二年（一八二九）に作成された長野の「見取籠絵図」では出町の横目として見える。

興味深いのは、庄屋役につける人物について、村方でいろいろと取り調べた結果、適任者を選出できなかつたという点である。このことは、補佐役とは違う村の代表者としての庄屋の選出基準（資質）が村慣習により定められていた可能性を示唆している。江戸時代の住民の生産・生活共同体の根幹であった村組織は、一方で地域行政の基礎的な最小単位としても機能していた。この実務担当者が、庄屋・横目・組頭のいわゆる村方三役（地方三役）である。この村方三役について、村行政のグループとして捉えられることはあっても、それぞれの役についての選定基準やその性格、相違点などを地域性も加味しながら考察することは江戸期の村社会の特質を探る視点となり得ると考えられる。ともあれ、出町は村存亡危機に対して、庄屋（村のリーダー）がいない（置けない）状況で再建に挑むこととなつた。

また、出町の独立した自治運営の変化という視点からみた場合に、「小村之義ニ御座候間、為重義ハ本郷役人江何角も談合相頼勤可申ニ付」という記述は重要である。この時期には本郷の承諾なしに、出町独自で庄屋役を決定できる権利を有していなかった可能性も想像できる。あるいは、村仕法をいち早く実施したいための方便として、使用されたのだろうか、判然としないが気になるところである。

では、出町は具体的にどのような困窮状態に陥っていたのかを、文久元年（一八六一）十二月の願書よりみてみよう。

「一、当村之義ハ御高二百八石余家數廿四軒御座候而、從來困窮鄉ニ御座候、近年八軒潰家・五軒家出者、出來當時漸拾壹軒御座候内、仮成ニ御百姓相続仕者共五軒之内、式軒ハ極難済者ニ而、残り六軒之者共ハ老衰者・後家等二而、作配も難相成纔之手持を以露命取繫罷在候、依之御田地之義ハ隣村へ極免ニ而出作仕置候處、右等之迷ひ、且又件潰家等之高迷ひ其余先役引負借財等、年々夥敷相懸り此駄ニ而ハ一村可及潰義ハ眼前の極と必至嘆ヶ敷次第二而存候、乍併此併ニ仕置候而ハ一村成立之類相見不申候」

(史料 I)

【要約】 出町は高二百八石（一石は約二・五俵）ほどの米の収穫高のある村で家数は二十四軒で一村をなしていた。これまでも貧しい村だったが、ここ最近に至って八軒の家は潰れ、五軒は家出してしまい、残りの十一件でなんとか村經營をしてきました。ところが、この十一軒の内、二軒は日々の生活をできないほどの難済者で、残りの六軒は高齢者と後家（女性手）のため安定した耕作（生活）を営むことも難しく、わずかの内職によつて日々の生活を送っています。このような労働力低下にみまわれたため出町の田地はこれまで隣村に頼み、出町への上納数を定めて、耕作してもらい収穫高を維持してきたのですが、近年の村經營の予想以上の悪化により年々の負債がいっきに嵩み、補うことができなくなりました。このままでは、出町は経営破たんし、村 자체が潰れてしまうことは明らかです。

この願書からみると、元々、家数二十四軒で成立していた出町であったが、十三件は潰れ、八軒も潰れかけており、文久元

年（一八六一）段階で、正常な經營（生活）を営めているものは、たった三軒という窮状となってしまった。さらに、運が悪いことにこの年は「亦候今年古来稀成米穀高直ニ而」とあり、一村中が食い続けることができない状態となってしまったのだと。ところで、出町住人は自身が生産した米ではなく、買った米を食べて生活していたという、湖東農村集落の意外な食料（委託し）、出町の田畠を耕作してもらい収穫高（村収入）を維持してきたが、出町自体の予想以上の労働力低下（疲弊）により、それも補うことができなくなったのだという。

ちなみに、文政十二年（一八二九）作成の「見取龜絵図」には、すでに出町付近の田畠の多くは他村よりの出作を表す黄色が目立つ。絵図の連署名とつき合わすと、隣村とは肥田村・林村の住人が請け負っていたことがわかる。

このように、急速な労働力人口の低下と米価の高騰により、他村よりの出作措置などによってなんとか當まってきたそれでもの村經營策がついに破たんをきたし、このままでは出町は「一村成立之類相見不申候」というような風前の灯となつた。こうした事態に対し、本郷と市村の弥三郎は「当村（出町村）及潰候而ハ本郷共ニ難立行様可相成義ニ有之」つまり、出町が潰れてしまつては、本郷も共倒れしかねないと判断し、出町の復興に望むことになる。次に、その再建（復興）策についてみる。

文久元年十月日

「乍併今年ハ御陰ヲ以仮成ニ御米取上候得共、御大切御年貢儀者仮令如何様借而茂上納可仕候間、何卒前条難済之始末御察被

成下置、出格之御慈悲ヲ以、当冬如何様共御救立被成下置候様」

(史料I)

文久元年十二月二十二日

「然而ハ河並村御仕法内へ本郷より百両納金被致置候處、右村御仕法之義も當年限り之趣ニ奉承知候ニ付、右金子當村へ調金致貰ひ、其余本郷之内ヲ見立、夫々如何様とも相頼何角三百両余も調金相成候ハヽ、右歩へき之分入百姓家建相続方元手金として御仕法御立被下置候」

(史料I)

【要約】 文久元年十月日

(ここ最近出町は、たいへん苦しい經營状況でしたが) 今年は米の収穫もよく一安心しておりますので、収穫(収入)が入るまで間の救援資金(食料)として、困窮者の救済のために、救援米をお借りすることを彦根藩にお願いする次第です。もちろん大事な年貢で上納されたものをお借りするわけですので、どうのようなことをしても返すことをお約束します。どうか破格の御慈悲をもってこの冬をのりきる救援米をお借りすることをお許しください。

【要約】 文久元年十二月二十二日

本郷では河並村(東近江市川並)への救援金として百両を預けて(貸出して)いましたが、この救援金が今年限りで満期となり返金されます。また、この返金分とは別に本郷内で資金を調達し、諸々併せて約三百両(一両は現在で約一〇万円)を出町復興資金として用意できました。したがって、この集めた資金を出町の復興資金として使用したいと考えます。具体的には、出町への入り百姓(新たな住人)を募るために住宅建設の

元手金としたいと考えています。

ここより出町再建策として、二つの大きな柱があつたことがわかる。ひとつは、現出町の困窮者に対する緊急救援策ともいふべき、彦根藩よりの御救米を請うことである。

いまひとつは、出町の労働力人口を再建するための新たな住宅建築(新たな住人獲得)の資金の元手金(助成金)を用意することであった。前者は、江戸後期の窮乏した村に対して彦根藩がよく行なう施策であるため、特に珍しい提案とはいえないが、後者の入百姓を積極的に募るために住宅建築の元手金として資金を調べ、活用していくという計画を提案することは、出町経営を復興・永続させるための鍵を握る重要なものであるといえ、それを村側より主体的に提案していることは、注視すべきである。

一般的に江戸期の村は既存住民の生産・生活の保全を優先するという性格上、外に対して閉鎖的・保護主義的な村政に偏りがちだが、こうした価値観にとらわれない柔軟な施策を判断(提案)できうる知恵を、村総体として有していたのである。反面、そこには村運営の主役(責任)はあくまで自分たちである、という自律性の矜持の念をも見え隠れしていることはおさえておきたい点である。

さらに、もうひとつ江戸期の村自治運営と地域村々とのつながりとして注目される点を指摘しておく。それは当時本郷が河並村(現東近江市川並)への救援金として百両を預けていたという点である。川並村は藩領としては大和郡山藩、一方の長野中村は彦根藩で領主を異とする。しかしながら、こより封建領主の一元的支配領域と想像されがちな藩領域(行政的・領主的な地域ブロック圏)から超越した地域(村と村)間の地域協

力体制が構築されていたことがわかる。つまり、村と村は領主的・世界観（領域空間）とはまったく別のネットワークを形成し、結び合きながら日々の生活を営んでいるのである。

さらに、村が単位となり独自の判断において他村に資金提供（貸出）していた、という点も現代と比して、村自治の権限の大きさや責任を想像させてくれて面白い。

さて、こうした再建策を藩より承認され、実施することで復興策を提案した彼らは、その後の未来像をどのように考えていたのであろうか。その部分を見てみる。

「拾年拾五ヶ年も相立候ハ、村成立之廉も相見へ可申旨、右ヲ張合ニ磨より打悦ひ極メ日々ニ縋り相勤候ハ、近年ニ家数相増御田地も取戻し候様相成可申候（中略）判懸り之者當為入情厚世話可仕義と一流命加至極難有仕合ニ奉存候（後略）」

（史料I）

【要約】こうした復興策を十から十五年実施することで、出町は昔のような村経営を営める兆しが見えてくるでしようし、それを張り合いとして、日々生活の安定のため、質素儉約・備荒貯蓄を勤めれば、そう遠くない時期に家数も増え、窮乏のためになり払ってしまった田地も追々に買い戻すことができると考えています。我々は、このような見通しをもつて粉骨碎身する覚悟でありますので、どうかこの復興策をご承認いただけるようにお願い申し上げます。

以上、江戸後期には出町は廃村寸前の危機に直面する。こうした危機を乗りきるべく、市村の弥三郎、本郷役人、出町役人

らは、彦根藩よりの救援米要請と新住人の獲得による労働人口の増強という二つの施策によって、復興を成し遂げることを決意する。こうした復興策の具体的な動きについては、数年後の史料により次項においてふれる。

そして、この廢村危機からの復興を起因とし、その成功の象徴として具現化されるのが、現在の出町説教場の建設である。次節では、説教場建設に結実していく経緯について述べてみる。

説教場の建設と崇敬する井伊家

ここでは、明治八年（一八七五）八月に記された史料（II）（箱1—44）によりつつ、説教場の建築経緯についてみる。当史料は表紙に「当村困窮ニ付彦根旧藩ヨリ蒙御愛憐候始末手続書」とあるもので、史料（I）より十四年後に作成されたものである。当史料は、文久四年（一八六四）から明治四年（一八七一）までの彦根藩よりの援助により出町が復興したこと子々孫々に伝え、その感謝として井伊家の家運寿命長久を祈る法会を永代にわたり執行するために、その会所を建設する旨を記した趣意書である。

この趣意書は私見において、四つほどの場面に区分することができますが、できると考えるのでそれに沿ってみていく。

第一の場面は、江戸後期の困窮した出町の経営状況を記す。第二は、復興の過程を記している。第三に、復興を成し遂げていく過程において、最も困難な事柄であったと思われる散逸した出町領（土地）の再集約化について、彦根藩の斡旋と協力により買い戻せた経緯を述べ、そして、最後に出町説教場の建設とその趣意、執行される法会について記す。第一の場面につい

ては前節で詳細に述べたので割愛する。ただ、史料（II）には、廢村危機の際に尽力した本郷役人の氏名について、「長野中村庄屋久右衛門・横目源右衛門之兩人俱ニ心配モ仕候」とあり、復興策を実施する当時の本郷役人の氏名が明らかとなる点を付言しておく。

では、第二場面である復興の過程についてみてみる。

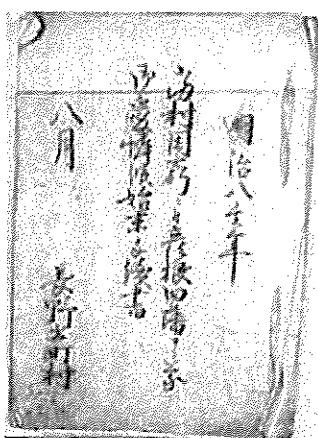


写真2 「当村困窮ニ付彦根旧藩ヨリ
蒙御愛憐候始末手続書」

「地方御掛り御代官所江歎願及候処、(省略)文久四年甲子二月廿五日ヨリ御仕法御取組ニ相成、年々莫太之蒙御憐愍、於村中是迄之仕来リモ精々相省キ質素儉約ヲ第一トシテ、村仕事ニ至迄規則ヲ相立、少々之出自金近出来候得者御役場江相預ケ、御憐愍之被下米金ト一緒ニ御仕法年限中利倍ニ御積立ニ相成候処、明治四年未三月御仕法及満期、仮成御百姓業取続キ相成候様蒙御恩託、村中一同実々以冥加ニ余り難有仕合奉存候、」(史料II)

【要約】 地域を担当する役所へ復興策を申請いたしましたところ、文久四年（一八六四）の二月二十五日より村復興策を開始いたしました。その実施にあたっては、村民たちの生活安定のため、質素儉約と備荒貯蓄を基礎として村仕事の細部にわたるまで規則を立て、復興策の間に少しでも剩余金が出たときには、下米金といっしょにして彦根藩

へ預けて、貯蓄し積み立てることによって利子が利子を生み、元金を増やすことができました。そうしたところ、明治四年（一八七一）三月には無事満期となり、百姓生活が継続できるようになる資金を（経営基盤を構築することができる）頂戴いたしました。村中一同この加護に対してありがたく幸せに存じております。

復興策は七年ほどの歳月をかけて実施されたようで、彦根藩への緊急の救援米要請と、新住人の獲得による労働力人口の増強という二つの施策に加えて、村経費の節減により捻出された剩余金を藩に預けて積み立てる施策をとり、村運営の基礎となる資本金を蓄えていき、満期には復興後の大きな運用資金源として返ってきたことがわかる。そして、こうした彦根藩のバッカアップを出町住人は、大きな感激を覚えていた。この感謝感激の念こそ、現存する出町説教場の建築の思想的基礎理念として大きく作用する。

つぎに第三の場面として、復興を成し遂げていく（村が荒廃から立ち直り以前の村景観となる）過程において、最も困難な事由であつたと考えられる散逸した出町領（土地）の買戻し過程（再集約過程）についてみてみる。この買戻しの資金については、おそらく彦根藩に積み立て、満期となつて返金されたものが使われたのではないかと考える。この点についても、彦根藩が関与している点は見逃せないので、部分を抜粋する。

「且又從來之困窮ニ逼リ上田之向ハ近村ト売券ニ致シ有之ニ付、右様ニ而者往々又候難済之場ニ可及元戻シ之義、段々及頼談ニ候得共承知致不呉ニ付、無拠御代官所江及歎訴候処、御取調之

上双方実意之掛合ヲ以如何様ニモ可成、尤勘弁ヲ加江取計候様御聞済ニ相成候ニ付、其趣ヲ以買主方江種々談シ合候処、承服致シ矣、今時ニ至リ如元相成」

(史料Ⅱ)

【要約】 かつて困窮し生活にゆきづまっていた住人たちは、所有していた土地、それも上田を近村の住人に売ってしまったままです。このままでは継続的に安定した村運営（農民生活）は営めず、ゆくゆくはまた困窮に至ることが考えられますので、耕地を買戻したいと考え、現所有者と何度も交渉しましたが、承服してくれません。自分たちだけでは、埒があかないので彦根藩の役所へ相談したところ、彦根藩としても状況を調査した上で、買い戻すことに対する何の問題もないとのことで、お互に協議をして納得の上で処置しなさい。その上での決定ならば彦根藩として許可する、という判断をいただきました。また、相手側に対してもこちらの考え方を口添えいただきました。その上で現所有者と種々の協議を行ったところ承服いただき、今時に至り、無事に元のように村の土地を買い戻すことができました。

彦根藩は出町の土地買戻しに係る事由について、現所有者と出町住民との間に立ち、出町領の再集約化（村復興）のために口添えを行つたようである。出町住民にとって村の土地（耕地）の買戻しは、等しく村の「かたち」（生活環境）の復活ともいふべき大きな事由であったことはいうまでもない。そして、それについて彦根藩の斡旋があったことは、より深く崇敬の念を抱いたと考えられる。

付言しておくが、領主（支配身分、ここでは彦根藩）が農村世界で発生した事件の裁定者・調整役の任を担うことは稀なことである。近世社会とは、都市（支配身分居住）と農村（被支配身分居住）との居住空間の分離を特徴とする社会であり、都市には支配身分である侍と、それら支配身分に抱え込まれた商業者が住み、都市空間を形成していた。いっぽう、農村には農業全般に従事する百姓世界が広がっており、その運営（村政）は年貢諸役を各村の責任において納めていれば、基本的に村世界に一任されていたからである。これは反面、行政運営を担当する藩士が直接村々に赴かなくても、村行政運営を可能とする仕組みが、村内で構築されていたことを意味し、そこには村行政内における高い事務処理能力が、前提としてあったことも意味している。「双方実意之掛合ヲ以如何様ニモ可成」という文言は、まさにそれを象徴することばといえる。

では、次にいよいよ当史料のクライマックスである説教所建築の目的や、説教所内で執行される法会内容、その趣旨などが記された部分についてみてみる。

「御高恩之程難尽紙筆重々冥加ニ余り子々孫々ニ至迄忘却不仕ため、此度村会所兼天下泰平旧彦根大守井伊家御家運御寿命長久之志願ヲ以一字雜木ニテ取建、別冊之通御代々之御法号ヲ書写シ、朝夕御高恩ヲ可奉謝ため、（中略）
(二筆の地番名あり)

永世右之御供田ト致シ御仕法及満年候月日ヲ御法会之定日トシ、毎年三月廿五日村中一同休業仕、御神酒御供餅ヲ相備、昼後ヨリ会所江打寄御厚礼之参拝仕、其後前頭之通既一村可及亡消場ニ落人候処、格別之御仁惠御取立ニテ今日之場ニ立至リ御厚恩忘却不仕質素檢約者勿論本業大切ニ相勵諸事相慎、万端被仰出之御趣意堅相守候様、子供ニ至迄申聞セ心得違不致様篤ト相示

シ、其上御法会之御備物一同難有頂戴仕候ヲ吉例ト相定候事」

(史料II)

【要約】 (江戸後期から明治四年の廃藩置県までの) 彦根藩

(井伊家) から受けた御恩は住民一同紙筆に尽くしがたく、たいへんありがたく考えております。ついては、これらの御恩を子々孫々に至るまで忘れないように、このたび村会所を兼ねて旧彦根藩(井伊家)の御家運御寿命の長久を祈願するための施設を雑木など取り集めて立てようと思います。そこには別冊にした井伊家の代々の法号を記した家系図を書き写させていただき、施設内に納め、朝夕にその御厚恩を祈ります。

また、こうしたことを行つて、土地二筆を施設へ寄付します(寄附された土地の地番は、第千三百四拾五番字六反地田地九畝拾歩・第千三百拾番字久保田 地壹反五畝壹歩)。さらに、復興策が完了し、彦根藩へ積立てた資金が満期となり返金されてきた日付である三月二十五日を毎年の法会(行事)の日として決め、その日は村中一同の休日とし、神酒と供餅を備えて昼頃より会所へ集合し、お礼の参拝を行こととします。そののち、このような法会を行う初点となつた廢村危機のこと、その危機より救つていただいた彦根藩の格別の御仁恵があり、今日の私たちがある、ということを忘却しないように、質素検約を旨として本業を大切に励み、繁華なことは慎み堅く守るように子供に至るまで、会所において、よくよく申し聞かせて心得違いをしないように、十分に言い聞かせることにします。そして、いつまでもそれを心にとどめつつ法会の供物を一同でありがたく頂戴し、良き事だと思います。喜び暮らしていこうと思います。

以上のように出町(住民)は江戸後期の廢村危機より無事に復興を成し遂げることができた。そして、その感謝を忘却しないための具現化されたものとして、現存する説教場が出町住人の手により建設され、それと同時に彦根藩(井伊家)の長久を祈る法会が執行されたのである。

ここで文字史料より確認できた出町の状況、伝承(由緒)、出町説教場に残る遺品との関係性についておさえておこう。前述した井伊彦根藩との所縁を伝える様々な事柄について、いくつか述べたがここで注意したいのは以下三つの部分である。

(a) 井伊家先祖代々之靈位牌には「井伊家先祖代々の

靈 文久四年(一八六四)と記されていること。

(b) 説教場にある彦根藩主井伊家系図一冊のこと。

(c) 山口講の伝承によれば、出町が飢饉のおりに彦根藩の山口何某という家臣がうどんを振る舞い、村人に窮地から救つた。これに感謝し、山口氏の命日といわれる毎年三月二十五日に説教場に集合し、うどんをつくり、お供えをしてみなで食すという。

まず、(b)の井伊家家系図に関して作成時期がはつきりする。現在ある井伊家家系図は、現説教場が建設された明治八年(一八七五)より彦根藩(井伊家)に対しても「朝夕御高恩ヲ可奉謝ため」作製されたものである。

つぎに(a)だが、位牌にある文久四年(一八六四)とは、廢村危機から復活するための復興策を彦根藩(井伊家)へ申請し、実施し始めたまさに年にあたる。つまり、位牌年号はいつもよかつたわけではなく、彦根藩(井伊家)よりの「格別之

御仁恵」（復興援助）を受け始めたときの年号をもって刻まれていたのである。

最後に（c）である。現在でも行われている山口講の起源について伝承によれば、彦根藩の山口何某という家臣がうどんを振舞い、出町村人を窮地から救ったので、これに感謝し、山口氏の命日である三月二十五日に説教場に集合し法会が営まれるのだと伝えられている。この三月二十五日というのは文字記録からみればまさに、出町復興策が完了し、彦根藩へ貯蓄し、積み立てた資金が満期となって返ってきた日付であったのである。つまり、この三月二十五日という日付は、文字史料からみれば江戸後期の廢村危機よりの復興事業が全て完了した日付であり、出町住人にとっては、苦しい道のりであった村内復興（改革）が完了（成功）した村にとって再出発の特別な日だったのである。

私は今回、文字史料よりみてきた説教場建設の過去の経緯について伏せることをせず、わかる範囲で執筆してきたが、文字史料と伝承（由緒）との同調性や整合性から見た場合、記録されていてことと（文字史料）、記憶されていたこと（伝承・由緒）の間には端的にみれば、いくつかの齟齬や変容が認められ、それらを意識的に個別に抜き出すことによって、これまで言い継がれてきた村の伝承（由緒）を全面的に否定しようとすることはたやすいし、もしかすると、私の一見解により、山口講が衰退・消滅する可能性をも危惧される方もおられるかもしれない。しかし、本稿の最初に断つたように、あくまでこれは江戸後期から明治期の限定された数点の史料によりつつ、伝承（由緒）のほんの一部について、その説明を試みてみたことにしかすぎないことを付言しておく。

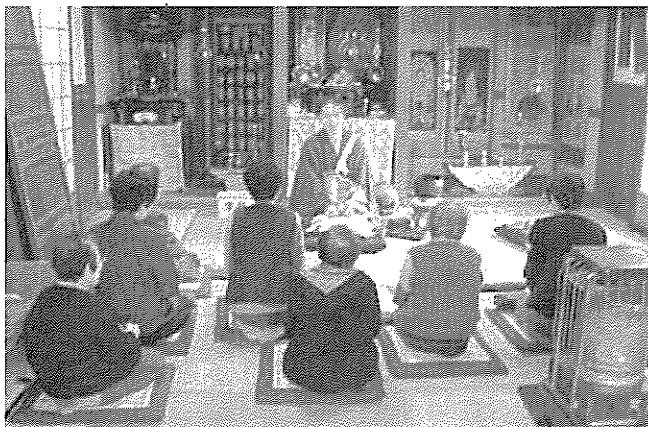


写真3 山口講の様子

また、よしんば限定的な文字史料によつた、今回の私のつたない見解を受け入れるにしても、三月二十五日がたんなる出町を救つた「彦根藩士山口某の命日」という、一英雄伝説に止まらない出町住人、自らの手によって成し遂げられた復興（復活）の日という、もっとも象徴的で重要な日（行事）である、ということには変わりないのである。

さらに、井伊彦根藩よりのいわゆる「ご厚恩」も紛れもない事実であり、したがつて、その崇敬・感謝の念が喪失し、今後の山口講の継続・発展の妨げにもならないと考えていることを付言しておく。

次項では、これまでの経緯および史料（III）から史料（VI）によりながら、出町住人（地域共同体）にとってのアイデンティティの形成と井伊彦根藩の崇敬化について言及する。そこには、安定した村自治（経営）を永続していくうえでの思想的な象徴（シンボル）としての井伊彦根藩像を、自らによって戦略的に構想していく當為を見ることができる。

その前に余談として、現出町説教場の以前の「かたち」について推察の域を出ないが記しておく。説教場には「元禄九年（一六九六）丙子二月十五日 長野中村之内出町念佛講中 室町住出羽大掾宗味

「作」と刻まれる打ち鐘が残っているが、これを下地にすれば出町の北住には井伊彦根藩崇敬色が強い現説教場とは相違する宗教的性格（念佛や民間宗教を中心に信仰される拠点）を有した出町村の住人が聞法する宗教施設（村堂）が以前からあり、それを明治八年に至り、いわゆる井伊彦根藩崇敬版に様変わりしたと考えている。その残影は、史料（5）の寺院明細帳にある「行者堂 本尊役ノ業者大菩薩」などからも想像できると考えるがどうだろうか。

ローカルアイデンティティの形成と井伊彦根藩

まず、井伊彦根藩の出町救済事業により村再建がなしえたという事実が、その後の出町の実利的な村権益（村有財産）を保全していく思想的な根拠となり、同時に出町住人の自治精神の形成とそのモチベーション（動機付け）にも直接的に働いていることを明治十年代の史料よりみてみる。

明治十二年（一八七九）には、長野村（当時、長野中村と大門村は合村中）は出町を統括するための副戸長の増設を県に申請する。その理由には地租改正により地位等級仕訳書（村内地価の把握を目的に作成され、県へ上申される）を長野村一村として合一して上申してしまったために、これまで出町分として独自に把握、経営してきた部分が判らなくなり、このままでは出町が村としての本来の「かたち」を消滅してしまうことを危惧し、申請したところが大きく、その根拠は江戸期に庄屋・横目を置き、中村とは分かれて独立した村政を実施していたという矜持（事實）である。

しかしながら、副戸長の増設という問題は単純にこれまでの

独自の村政運営という矜持からだけで説明する問題ではないことが、次の史料からみてとれる（史料Ⅲ）。

明治十三年（一八八〇）八月には、今後にわたる惣田の永久保持のため「惣田約定取堅証」（史料Ⅳ）を、出町村中一同により作成するが、ここには従前の惣田流転とそれよりの復興の経緯を述べつつ、井伊彦根藩よりの「御哀憐之程厚ク御周旋相成」により復興したことを明確にしており、あくまで、惣田は村の土地でもあり、かつ「彦根藩井伊掃部頭様」から受けた御恩により取り戻させていたいたいた井伊彦根藩のご厚恩の土地（彦根藩よりいたいたいた土地）であるという立場の論理形成となっている。

したがって、「後日如何体之困難出来候共、戸別之用弁ニスル権利毛頭無之、・・右惣地之義ハ大切ニ保護致シ前頭之事実、之少モ忘却不致様、後末ニ至迄為取堅約定之程連署ヲ以令確証者也」となるのである。そこには、その時々に応じて村や個人が差配（変容）できる村の惣田ではなく、高次の井伊彦根藩の土地で何人も差配できない超越的存在として位置づけることを感じる。

つまり、惣田の永久保持や副戸長の増設などに代表される独自の村運営の「かたち」は先祖代々維持してきた「かたち」であると同時に、井伊彦根藩の格別のご高恩によりいたいたいた（復興した）「かたち」であるので、この「かたち」をこれからも永続しなければいけないというレトリックである。

反面、そこには出町住人がこうした枠組みを内外に正当化しておかなければ、今後崩壊してしまう可能性がある、という危機意識が根底にあったことは想像に難くないが、実利的側面を

支えるための唯一無二の包括的な概念の精神的紐帶として井伊彦根藩を位置づけ、彼らが主体的に共有していく構想には驚かされる。

さらに、明治十六年（一八八三）七月十二日の「寺院明細帳脱落落ニ付加列御願書」（史料V）や明治十八年（一八八五）二月二十三日の「寺院明細洩ニ付御加列願書」（史料VI）にしても、出町を特徴づける様々なモニュメントを申請し、公式的に位置づけておこうとする意思は、出町の「かたち」を人々に永続的にイメージさせていこうとする戦略的な當為の一環からの流れであることは容易に想像されることである。

ここで、本稿での要点を簡単に整理する。

出町村は、復興した村の「かたち」（惣田管理・副戸長の増設など）を実利的にも精神的にも永続させることを目的として、何人も差配できない高次の存在として、その「かたち」を意識的に位置づける。そして、その「かたち」の包括的で唯一無二の思想的な象徴（シンボル）こそ「井伊彦根藩」であり、その象徴を生み出すよりどころは「先祖代々にわたり維持してきた独自運営という矜持（事実）」と「それを認め、援助し、復興させてくれた井伊彦根藩への崇敬の念」である。そして、このふたつを結び付ける精神的な再生産装置として、出町住民の主体的な意思により建設（具現化）されたのが、井伊彦根藩崇敬版の現出町説教場である、というのが結論である。

したがって、出町住民にとって、井伊彦根藩への深い憧憬や敬愛の念は、村の「かたち」そのものへの深い憧憬や敬愛の念として再生産することに違和感なく消化されていくのである。さて、当事象を村自治という視点からみたとき、私たちが生活している地域住民が、他の共同体（他地域社会）や領主と連携

をとりつつ、これほどまでに積極的・自発的に自前の知恵と姿勢のもと、生きる姿（道）を模索していく（実施する・創出する）という當為（方向性）には驚かされるのではないだろうか。そして同時に、この當為や情熱はこれから、「地域づくり」の視点から多くのことを考えさせてくれる。これまで地域社会を支え、これからも個々の家族を下支えしていく生活基礎単位としての各区・各商店街などの自治組織による自發的・自覚的・積極的・継続的・戦略的な発想をもった運営活動なくして、地域社会ひいては、これから日本社会全体の再生・発展はないと考えているからである。また、これに対する公的・私的な支援のシステムや個々人における意識の変革が今日ほど求められているときもないだろうことはいわずもがなである。

さて、伝承（由緒）は共同体によって、ある意図をもって作り出され、共有されつつ言い継がれていくという特徴を持つ。その伝承（由緒）の担い手たちにとって内部規範の秩序維持機能をもちながら、同時にいわゆる「むかし（郷土史）」を知るということにつながる。そして、そこにはローカルなアイデンティティが形成され、郷土愛（愛着）の示唆につながる。時代と共に多くの伝統的な伝承（由緒）が失われていったことも事実だが、郷土愛の示唆としての伝承（由緒）を作り出していくという視点は、これから地域づくり（まちづくり）には重要な視点であると考える。地域とはまったく関係ないランドマークや個々人の思い出づくりとはまったく違う、現代的な方法論や思考性を源とした共同体によって共有される伝承（由緒）が生まれることを望むし、それが各場所で生まれることで、地域づくりは活性化することだろう。

最後に、伝承（由緒）は、現在も地域社会をまとめる重要な

要素として機能している関係上、自治体史編さんなどで取り上げようとする場合、地元の意向に沿った取り上げ方や表現に苦心する場合が多く、場合によつては、学術的にみれば全くの間違いであつたとしても、地元にとって体裁のよい情報で編集されている事例も見受けられる。個人的には、それはそれとしての意義があると考えているし、反面、その記され方にこそローカルな秩序形成・論理的結合・歴史認識・文化教育活動などの実態としての伝承（由緒）の考察すべき視点があると考えているが、その点は、次回以降の課題としたい。

（愛荘町教育委員会文化振興課 学芸員）



写真4 長野出町説教場

げようとする場合、地元の意向に沿つた取り上げ方や表現に苦

心する場合が多く、場合によつては、学術的にみれば全くの間違いであつたとしても、地元にとって体裁のよい情報で編集さ

史料I
長野出町説教場文書 引き出しA-12 (抄録)
文久元年（一八六一）十月、長野出町村は難波・難村に陥り彦根藩筋奉行・代官へ御救を願つ。また、これまでの長野出町村の歴史や村況も記される。

愛知郡長野出町義ハ、古来より高二百八石余、庄屋・横目有之、一村ニ古水帳ハ、御上様へ正保四亥年新げん入候節上帳相成、薪水帳面ニも出町分御高ハ相わかり候間、安永年中迄ハ出町ト中村ト、諸色算用当町分ハ出町持、中村分ハ中村持相わかり、大割算用も出町持ハよく米五斗か六斗迄、年々相持
わかり候得共、天明年中、長の中村困窮ニ及、庄屋家出致、近村肥田村甚六世話方ニ相頼、御上様へ御嘆願奉申上候、一村成立為、右甚六御さし加被下候、其節出町方ハ村からよる敷有之ニ付、右甚六出町方へ罷出、長野中村困窮成立世話方ニ相成候間、右中村成立相成候迄、諸色算用それを出町方も御聞被下候様相被頼候得共、出町村中内より相談之上、古来より相わかれ候間、今以一統相成事ハ不致ト、右甚六ニ断申候得共、御上様より御声相懸り候間、無ぜひ一統相成、此末出町方困窮ニ及候節ハ、如何様共右中村より致筋力申加出町立行申様ニ致候、古来方無ニならるて末々迄も大割算用出町持可無者ハ、右大割帳面ニぬき出仕候方も今ニ至、此末迄も古来方うしなハんが為致不、出町ハ古来より諸色御上様へ御別頼方有之候、

愛知郡長野出町村

右村方困窮ニ及、村仕法立仕候ニ付、安政六年未九月市村弥三郎御用懸り御頼奉申上候、御上様へ御頼奉申上候、御指加可被下候仕法立候ト、長野中村役人、同市村弥三郎相談致候處、安政七庚申九月朔日より愛知川のます川より下、柳川村へ新川御普請出來致、右長野中村大井筋・川原村井・のら田井・皮田井筋、御田地潰ニ及候ニ付談合致候間も無、庚申三月三日、江戸表おいて御殿様御心ばいの事出来致、右御殿様御しきよ被遊、彦根御下申さわぎ相

談之致間も無候、文久元辛酉九月廿三日、京都より江戸表へ和宮様御通與被遊、愛知知川宿御泊り被遊ぶ候間、何之致相談間無候

一、右、安政六未年より、出町困窮及ニ村仕法致し候ニ付、古来より庄屋・横目有之候得共、村仕法成立為ニ、横目・組頭ニ御上様へ御願申上奉候、

乍恐以書付奉申上候

長野出町

横目 五兵衛
組頭 壱右衛門
御奉行様 同中村
御代官様 庄屋 源右衛門
横目 久右衛門
同都市村 御声懸り
弥三郎

一、右者當庄村屋茂平家出仕候ニ付、後役之義人撰仕可奉申上候様被仰出奉畏候、村方段々取調仕候得共、當節相勤可申者共御座無候ニ付、恐多義ニ御座候得共、當時之處、横目・組頭ニ相勤候様奉願上候、尚追而相勤申者も出来之節ハ頗奉申上候、小村之義ニ御座候間、為重義ハ本郷役人江何角も談合相頼勤可申ニ付、御出格之御憐慰以、右願之通り御聽上可被成下候ハゝ難有仕合ニ奉存候以上

乍恐以書付御願奉申上候
愛知郡長野出町

乍恐以書付御頼奉申上候 愛知郡長野出町村
右村方之義者下地より難渋小村御座候處、御高式百八石余有之、近年八軒渋家出来、五軒家出仕、當時漸拾壱軒御座候内、仮成ニ御百姓相続仕候者五軒之内式軒ハ極難渋者ニ御座候、残り六軒之者共ハ老衰者・後家等ニ而作配も相成不申、縦之手持ヲ以露命繫罷在候難郷ニ御座候ニ付、御田地も作徳相成不申、隣村江極免ニ而出作仕置候處、右之迷ひ且前件渋家等之高迷ひ、其余先役引負借財等年々夥敷相掛り、此体ニ而ハ終ニ者一村中渋ニ及可申哉と、必至ニ廻り候上、亦候今年古來稀成米穀高直ニ而、一村中喰続兼、実ニ難渋當惑罷在候、乍併今年ハ御陰ヲ以仮成ニ御米取上候得共、御大切御年貢儀者仮令如何様借而茂上納可仕候間、何卒前条難渋之始末御察被成下置、出格之御慈悲ヲ以、當冬如何様共御救立被成下置候様、御縫願奉申上候
右願之通り御憐慰を以御聽上被成下置候ハゝ、村中一統如何斗冥加至極、重々難有仕合ニ可奉存候以上

文久元辛酉十月日 愛知郡長野出村

右ヲ張合ニ磨より打悦ひ極メ日々ニ純り相勤候ハゝ、近年ニ家数相増御田地

も取戻し候様相成可申候、益老仕候ニ付、本郷役人共深く不顧恐御縋り御願奉申上候、何卒御出格之御慈悲を以、差支之訛柄御賢察被成下置村或立可申様如何様と糺、仕法御立被下置候ハ、判懸り之者當為入情厚世話可仕義と一流命加至極難有仕合ニ奉存候、依之夫々加判仕、乍恐以書付御縋り御願奉存候以上

長野出町村

横目 五兵衛

文久元辛酉十一月廿二日 組頭 喜右衛門

同中村

庄屋 源右衛門

横目 久右衛門

同都市村

御声懸り

弥三郎

史料II

長野出町説教場文書 箱1—44

明治八年（一八七五）八月、長野出町村は、文久四年（一八六四）から明治四年（一八七一）までの彦根藩の御厚恩を子々孫々に伝え、井伊家の家運寿命長久を祈る法会執行のため、会所を建設する趣意書を作成する。

（表紙）「明治八亥年

当村困窮ニ付彦根旧藩ヨリ蒙

御愛憐候始末手続書

八月

長野出町村

明治八亥年

戸長 伊谷五平印
副戸長 伊谷喜右衛門印
組長 伊谷利平印

当村之義者從来極貧之小村ニテ多分之借財在之、既一村可及亡消場合ニ落人、日々喰統方術モ無之、追日家數モ相減シ御田地作配方之見込相付不申ニ付、

村中ハ不及申長野中庄村屋久右衛門・横目源右衛門之兩人俱ニ心配モ仕候得共成立之見留無之、日増困窮弥増不得止事、地方御掛り御代官所江歎願及候處、願面篤ト御耳糺、近村御取調之上、尚村方嚴敷御穿鑿ニ相成候得共、素ヨリ困窮相違無之ニ付、文久四年甲子二月廿五日ヨリ御仕法御取組ニ相成、年々莫太之蒙御憐愍、於村中是迄之仕來リモ精々相省キ質素僕約ヲ第一トシテ、村仕事ニ至迄規則ヲ相立、少々之出自金近出来候得者御役場江相預ケ、御憐愍之被下米金ト一緒ニ御仕法年限中利倍ニ御積立ニ相成候處、明治四年未三月御仕法及満期、仮成御百姓業取続キ相成候様蒙御恩沢、村中一同実々以冥加ニ余り難有仕合奉存候、且又從來之困窮ニ逼リ上田之向ハ近村ト壳券ニ致シ有之ニ付、右様ニ而者往々又候難波之場ニ可及元庚シ之義、段々及頼談ニ候得共承知致不與ニ付、無拠御代官所江及歎訴候處、御取調之上双方實意之掛合ヲ以如何様ニモ可成、尤勘弁ヲ加江取計候様御聞済ニ相成候ニ付、其趣ヲ以買主方江種々談シ合候處、承服致シ與、今時ニ至リ如元相成御高恩之程難尽紙筆重々冥加ニ余り子々孫々ニ至迄忘却不仕ため、此度村会所兼天下泰平旧彦根大守井伊家御家運御寿命長久之志願ヲ以一字雜木ニテ取建、別冊之通御代々之御法号ヲ書写シ、朝夕御高恩ヲ可奉謝ため、第千三百四拾五番字六反地田地九畝拾歩、第千三百拾番字久保田地毫反五畝毫歩、永世右之御供田ト致シ御仕法及満年候月日ヲ御法会之定日トシ、毎年三月廿五日村中一同休業仕、御神酒御供解ヲ相備、昼後ヨリ会所江打寄御厚礼之参拝仕、其後前頭之通既一村可及亡消場ニ落入候處、格別之御仁惠御取立ニテ今日之場ニ立至リ御厚恩忘却不仕質素検約者勿論本業大切ニ相勵諸事相慎、万端被仰出之御趣意堅相守候様子供ニ至迄申聞セ心得達不致様篤ト相示シ、其上御法会之御備物一同難有頂戴仕候ヲ吉例ト相定候事、

同 伊谷四郎七印

村惣代 伊谷熊藏印

同 松本利右衛門印

前書之通及後年候テモ御高恩忘却不仕質素僥倖者勿論被仰出之御趣意大切ニ相守本業大切ニ相勉、若邊乱之者モ在之節者近隣并組合五人組之者共ヨリ急度相示シ、御役所エ少モ御苦勞相掛申間敷、為後証村中一同及連印者也、

伊谷四郎七印

明治八亥年 八月 西辻龜治郎印 高橋伝四郎印

伊谷熊藏印

伊谷与三郎印

伊谷利平印

伊谷五平印

西辻源八印

伊谷治郎平印

松本利右衛門印

伊谷喜右衛門印

伊谷佐平印

長野出町説教場文書 箱1-7 (抄録)

史料III

明治十二年（一八七九）二月五日、長野出町は副戸長増設を県に申請する。

副戸長増設願書

愛知郡第十区長野村之内旧長野中村義ハ旧高千二百八十八石余所轄仕候内二百八石 余ハ旧檢地帳被訛ヲ以出町ニ所轄罷仕役員之義ハ旧幕盛政中ハ庄屋横目設置有之役場事務ニ派ニ分テ有之候ヘ共、先般御一新之際御申送漏ニ相成候処哉、勤役之人名ハ今ニ交代無之、旧出町ニ正副戸長ヲ被備置判然タル

御取扱無之、且又地租御改正之際ニ当リ地位等級仕訛書上申仕置候義ニ付旧

出町義ハ何トナク今時ニ至リテハ消滅之姿ニ相成候ニ御座候、然處當村地

景ハ東西五町、南北二十町有之、役員本村ノミニテハ境端地所相続方ニ不都合ヲ生シ、就テハ旧出町義ハ前頭由緒有之談、原由宜ク相成候テハ自然苦情ヲ出シ候義ニ付、今般村中一同協議之上旧出町ニ於テ副戸長一名居置役場ヲ本村ト合併シ区入費ヲ初メ一切減少相成候様仕度候間、此度出精之御仁恤ヲ以テ如何様ニモ御賢考之上前頭願意御情察被成下、副戸長増設御聞済奉仰候、右御年届被成下候ハベ、村中一同大悦ニ奉存候、此段連署ヲ以只管奉懇願候以上

愛知郡第十区長野村

村惣代 谷川惣代印

同 伊谷五平印

副戸長 森野久五郎印

戸長 富永增治郎印

滋賀県令 籠手田安定殿

史料IV

長野出町説教場文書 箱1-45-7 (抄録)

明治十三年（一八八〇）八月、長野出町村はこれまでの惣田流転とそれよりの復興の経緯を述べ、今後の惣田の永久保持のための約定書を作成する。

惣田約定取堅証

〔惣田地記載分略ス〕

右地所者現今惣田ニ有之處、今般県厅ヨリ共有地之分ハ組合之人名簿ヲ製シ県厅江一通差上村方ニ一通伝置地券面ニモ一名ヲ顯シ外何名ト記載致し候様、御達有之候ニ付即今ノ各共有地ト書上候得共、元來當出町之義ハ旧高ニ百八石余所持致シ旧来極貧村ニ有候處、年來何ノ迷等ニ被追立、多分之借財ニテ

忽凌兼候ニ付不得止ヲ宜敷田地ハ極メ免ニテ出作壳却ニ相成為夫借財倍増致シ猶折節人家追々減少シ既ニ一村亡消ニモ可及場合之處旧領主彦根藩井伊掃部頭様江段々及歎願候處、實際御推糺ニ相成一層憫然ニ被思召、則附屬御役方始メ御哀憐之程度ク御周旋相成夥敷御助救之米金等ヲ下賜リ加え種々御仕法ニ預リ、且又有緣篤志之方々江茂厚キ御尽力ニ預リ漸ク仕法相立就テハ各

出作田之義モ其筋ニヨリ地主方江事実申立帰り田之義頼談ニ及候所、無據趣ニ相察シ元戻シ候吳今時ニ於テハ仮成相続之日當相付大悅至極ニ存候、然ル處右不容事種々之御仕法ニ預リ相求メ候地所者村方永統之基本ニテ右徳作米壳上金ヲ以旧來之負債ヲ被免追々村内可致成立惣資田ニ相伝候得者後日如何

体之困難出来候共戸別之用弁ニスル権利毛頭無之、此旨一同承知罷仕候、萬一毫名ニテモ不図心得違之義弥相蔓り聊ニテモ壳却之思相発シ候テハ從来之苦勞水泡ト相成旧來ノ如ク貧村ニ優シ候テハ再ヒ立村ノ基本無之ニ付免角旧來困難ニ廻リ候ヲ相詠日夜ヲ送リ右惱地之義ハ大切ニ保護致シ前顧之事実之少モ忘却不致様後末ニ至迄為取堅約定之程連署ヲ以令確証者也

明治十三年八月
伊谷四郎七印
高橋傳四郎印
西辻亀治郎印
伊谷熊藏印
伊谷与三郎印
伊谷利平印
伊谷五平印
西辻源八印
伊谷治郎平印
松本利右衛門印
伊谷喜右衛門印
伊谷佐平印
伊谷五平印

組頭 松本利右衛門印
同 伊谷四郎七印
同 伊谷熊藏印
同 伊谷喜右衛門印

史料V

長野出町説教場文書 引出しB-21-3 (抄録)

明治十六年(一八八三)七月十二日、長野出町は北住道場(長野出町説教場)を寺院として書き加えるように、寺院明細帳を添えて県に申請する。

寺院明細帳脱落二付加列御願書

愛知郡長野村

北住道場

右道場義ハ往古ヨリ在来ノ道場ニ御座候處、中村御出町極難村之溜り候際廃絶同様ニテ境内并ニ境外所有地ノ之嚴重罷在、然ルニ明治九年八月信徒人員再建仕候得共、去ル明治十二年本縣甲第百五十三号御布達寺院明細帳上申之節届洩ニ付置、甚々恐縮仕、實ニ本尊等モ不取濟義ニ付、今般更ニ明細帳ヲ相整エ上申仕候間、何卒出精之御仁恤ヲ以テ寺院ニ御加列御届被成ト度此段奉願候也

右村信徒總代

明治十六年七月十二日

伊谷喜右衛門印

伊谷四郎七印

受持兼務同村

真宗本派

妙安寺住職

柴田得敬印

滋賀県令籠手田安定殿

書記役

寺院明細帳

史料VI

長野出町説教場文書 引出しB-21-2 (抄録)

滋賀県管下

近江国愛知郡長野村字北住

浄土宗同國大上郡葛籠町 了法寺

真宗本派同村

妙安寺

合来

寺院明細洩一付御加列願書

愛知郡長野村字北住

地蔵堂

北住道場

一、本尊阿弥陀如來

一、由緒 不詳

一、堂宇間數 間口一間半 奧行四間

此建坪抬坪本堂庫裏兼用

一、境内坪數五拾八坪

一、境内仏堂二字

地蔵堂 本尊 地蔵堂大菩薩

行者堂 本尊 役ノ業者大菩薩

一、境外所有地

耕地反別 壱反壹畝一步

同村 字經橋

地価 百拾六円九拾五銭

一、信徒人員 六拾人

一、管轄厅迄距離拾武里半

以上

明治十八年二月二十三日

右信徒總代

伊谷喜右衛門

伊谷五平

西辻源八

同郡肥田村崇徳寺住職

教導掛職補

滋賀県令 中井 弘殿

受持 高瀬春嚴

明治十八年（一八八五）二月二十三日、長野出町の信徒總代らは、明治九年の社寺調から洩れていた地蔵堂を寺明細帳へ加えるよう、県に申請する。

